



令和6年度  
(一社) 町田市文化協会  
定時社員総会  
資料

一般社団法人  
町田市文化協会

## 令和6年度 定時社員総会 次第

- 1 日 時 令和6年6月29日（土曜）午前10時00分～11時45分
- 2 場 所 町田市民ホール（町田市森野二丁目2番36号）第4会議室
- 3 挨拶  
（一社）町田市文化協会 会 長 高野宗佳  
町田市 町田市 代理  
町田市 副市長 櫻井 純 様  
町田市議会 議 長 木目田英男様  
（一財）町田市文化・国際交流財団 理 事 長 高橋 豊 様  
（一社）町田市文化協会 常任顧問 大西宣也 様  
〃 常任顧問 新井吼優 様  
〃 顧 問 鷺北秀樹 様
- 4 来賓紹介
- 5 議 事  
報告事項 令和5年度事業報告の件  
決議事項  
第1号議案 令和5年度決算承認の件  
第2号議案 令和6年度事業計画案及び予算案承認の件  
第3号議案 理事選任の件

《総会後の懇親会》

12時30分～14時30分

# (一社)町田市文化協会令和5年度 事業報告

令和5年4月1日～令和6年3月31日

## 2023町田さくらまつり参加

令和5年4月1日(土)～2日(日) 尾根緑道  
舞台:町田市舞踊連合会 東京都町田市フラ協会  
展示:町田市美術協会 文化協会2テント

## 定時社員総会

6月11日(日) 市民ホール第4会議室  
総社員数71名 出席社員数 63名(本人出席47名 委任状出席16名)

## 総会後懇親会 市民ホール第4会議室

出席者 61名

## 第1回研修事業「国会議事堂と大臣室見学」バスツアー

6月13日(火) 参加者 47名

## 第45回町田市民文化祭

10月31日(火)～11月5日(日) 町田市民ホール  
まほろ座MACHIDA 10月8日:音楽の泉 29日:町田Jazzを楽しむ会  
記念式典 10月31日  
入場者 延べ15,000名

## 臨時社員総会

12月11日(月) 町田市民ホール  
総社員数71名 出席社員数 64名(本人出席44名 委任状出席20名)

## 第11回新春文化の祭典in鶴川

令和6年1月6日(土)～8日(月) 和光大学ポプリホール鶴川  
入場者 延2,100名

## 新年賀詞交歓会

1月27日(土) レンブラントホテル東京町田  
出席者 139名  
出演団体:町田市民謡協会、町田Jazzを楽しむ会、東京都町田市フラ協会  
音楽の泉、町田市舞踊連合会

## 町田市民文化祭「春の催し」第49回市民美術展

2月24日(土)～3月3日(日) 町田市立国際版画美術館  
出品数 276点 来場者 延約4,500名  
2月24日(土)オープニングセレモニー ご来賓13名  
連続出品者表彰: 20回 4名 10回 7名  
3月2日(土)席上揮毫

## 「市美展」ファイナルイベント、第2回研修事業「広重作品の魅力」とピアノの調べ

3月10日(日) 町田市立国際版画美術館  
ピアノ演奏:伊藤富貴子様(エントランスホール)  
講演:版画美術館館長 大久保純一様(講堂)  
参加者 122名

後援事業 10件

文協通信 78号～81号発行

町田の文化 31号発行

## 各会議

- ・理事会 3回
- ・運営委員会 3回
- ・実行委員会 2回
- ・役員会 13回

貸借対照表(令和6年3月31日)

借 方		貸 方	
現 金	38,797	繰越金	1,655,171
普通預金	813,247		
定期預金	803,127		
計	1,655,171	計	1,655,171

## 正味財産増減計算書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

科 目	本年度決算額	前年度決算額	増 減
<b>I 一般正味財産増減の部</b>			
<b>【経常増減の部】</b>			
<b>1. 経常収益</b>			
<b>受取会費</b>	1,253,000	1,237,000	16,000
団体受取会費	440,000	440,000	0
正会員受取会費	257,000	277,000	-20,000
賛助会員受取会費	556,000	520,000	36,000
<b>事業収益</b>	2,733,359	2,734,700	-1,341
懇親会収益	267,000	0	267,000
会員研修費収益	295,980	948,700	-652,720
秋の文化祭収益	651,659	610,000	41,659
新春文化の祭典	341,720	150,000	191,720
賀詞交歓会収益	1,134,000	990,000	144,000
さくらまつり収益	22,000	0	22,000
春の文化祭収益	21,000	36,000	-15,000
<b>雑収益</b>	440,561	623,828	-183,267
広告料収益	270,000	210,000	60,000
寄付金収入	138,000	410,802	-272,802
雑収益	32,561	3,026	29,535
<b>支援金収入(町田市文化・国際交流財団)</b>	1,550,000	0	1,550,000
<b>経常収益計</b>	5,976,920	4,595,528	1,381,392
<b>2. 経常費用</b>			0
<b>事業費</b>	4,150,904	4,327,230	-176,326
印刷製本費	618,480	597,115	21,365
渉外費	240,234	325,182	-84,948
慶弔費	30,000	45,000	-15,000
さくらまつり事業費	75,155	54,910	20,245
懇親会費	227,640	0	227,640
秋の文化祭事業費	1,011,697	626,922	384,775
会員研修費	232,823	1,246,798	-1,013,975
賀詞交歓会費	1,040,633	990,775	49,858

春の文化祭事業費	0	37,582	-37,582
広報費	102,275	54,000	48,275
新春文化の祭典	326,595	158,992	167,603
支援団体等連絡協議会費	0	0	0
企画運営委員会費	26,360	52,118	-25,758
その他事業費	219,012	137,836	81,176
<b>管理費</b>	<b>1,850,817</b>	<b>560,009</b>	<b>1,290,808</b>
人件費(法定福利等含)	798,749	0	798,749
負担金	240,000	0	240,000
会議費	65,238	87,707	-22,469
消耗品費	152,956	53,109	99,847
通信運搬費	178,896	69,992	108,904
総会費	85,680	107,851	-22,171
活動費	219,298	187,043	32,255
雑費	110,000	54,307	55,693
<b>経常費用計</b>	<b>6,001,721</b>	<b>4,887,239</b>	<b>1,114,482</b>
評価損益調整前当期経常増減額	-24,801	-291,711	266,910
評価損益等計	0	0	0
<b>当期経常増減額</b>	<b>-24,801</b>	<b>-291,711</b>	<b>266,910</b>
<b>【経常外増減の部】</b>			0
1. 経常外収益計	0	0	0
2. 経常外費用	0	0	0
<b>経常外費用計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>当期経常外増減額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
税引前一般正味財産増減額	-24,801	-291,711	266,910
法人税、住民税及び事業税等	0	0	0
<b>当期一般正味財産増減額</b>	<b>-24,801</b>	<b>-291,711</b>	<b>266,910</b>
一般正味財産期首残高	1,679,972	1,971,683	-291,711
一般正味財産期末残高	1,655,171	1,679,972	-24,801
<b>II 正味財産期末残高</b>	<b>1,655,171</b>	<b>1,679,972</b>	<b>-24,801</b>

## 正味財産増減計算書附属明細書

令和5年4月1日～令和6年3月31日

(一社)町田市文化協会

### <収入の部>

単位=円

項 目	予算額(A)	決算額(B)	差額(B)-(A)	備 考
会 費	1,240,000	1,253,000	13,000	
団 体	460,000	440,000	-20,000	20,000円×22団体
正 会 員	280,000	257,000	-23,000	5000円×22人+3000円×49人
賛 助 会 員	500,000	556,000	56,000	100,000円×1人+15,000円×1人+20,000円×1人 +10,000円×32人+6,000円×1人+5,000円×18人 +3,000円×1人+2,000円×1人
事 業 収 益	3,300,000	2,733,359	-566,641	各行事での事業収入
広 告 収 益	200,000	270,000	70,000	文化祭プログラム・町田の文化など広告収入
寄 付 金 収 入	100,000	138,000	38,000	20,000円×1件+10,000円×10件+5,000円×2件+ 6,000円1件+2000円×1件
支 援 金 収 入	1,550,000	1,550,000	0	町田市文化・国際交流財団より支援金
雑 収 益	50,000	32,561	-17,439	利息、事務所開き祝金など
合 計	6,440,000	5,976,920	-463,080	

### <支出の部>

項 目	予算額(A)	決算額(B)	差額(A)-(B)	備 考
事 業 費	3,300,000	3,024,543	275,457	
さくらまつり	100,000	75,155	24,845	出展費用、テント料金など
懇 親 会	250,000	227,640	22,360	会員懇親会贈え、記念品購入費
町田市民文化祭秋	1,200,000	1,011,697	188,303	町田市民文化祭費
町田市民文化祭春	50,000	-	50,000	市美展費
会 員 研 修 費	300,000	232,823	67,177	国会議事堂視察費用・講師及びピアニスト謝礼
新春文化の祭典	400,000	326,595	73,405	新春文化の祭典費
賀 詞 交 歓 会	800,000	1,040,633	-240,633	会場費、出演者謝礼
雑 費	200,000	110,000	90,000	役員等事業活動費
管 理 費	2,990,000	2,758,166	231,834	
人件費	1,200,000	780,249	419,751	事務局員職員給料(6～2月分まで)
法定福利費	12,000	18,500	-6,500	事務局職員労災保険
福利厚生費	6,000	0	6,000	
負担費	240,000	240,000	0	事務所光熱水費負担金(20,000円×12ヵ月)
総会・理事会費	94,000	85,680	8,320	定時総会・臨時総会費
企画運営費	50,000	26,360	23,640	運営・実行委員会会議費
消耗品費	88,000	152,956	-64,956	事務所消耗品費
交通・通信費	100,000	178,896	-78,896	郵送料、電話料金など
保険料	-	-	-	
慶弔交際費	250,000	270,234	-20,234	香典(3団体)、各団体への渉外費など
印刷製本費	550,000	618,480	-68,480	ホームページ管理費、町田の文化、文協通信印刷費
広報費	100,000	102,275	-2,275	タウンニュース、武相新聞、HPリニューアルなど
活動費	200,000	219,298	-19,298	役員等活動費
諸会議費	100,000	65,238	34,762	各委員会準備費
予 備 費	150,000	219,012	-69,012	
支 出 合 計	6,440,000	6,001,721	438,279	
当 期 増 減 額		-24,801		
前 年 度 繰 越 金		1,679,972		
次 年 度 繰 越 金		1,655,171		

# 監査報告書

令和6年6月12日

一般社団法人町田市文化協会  
会長 高野 宗佳 殿

監事 齊 藤 千賀子

監事 平 野 清

私たち監事は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5年度の理事の職務の執行について監査を行いましたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条第1項の規定に基づき本監査報告書を作成し以下のとおり報告します。

## 1 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、理事会等の会議に出席し、理事等からその職務の執行について報告を受け、必要に応じ説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法に基づき、当該年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討しました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討しました。

## 2 監査の結果

### (1) 事業報告の監査結果

- ①事業報告及び附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

### (2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以 上



(一社) 町田市文化協会 令和6年度事業計画 (案)

1. 2024 町田さくらまつりへの参加

開催期間 令和6年3月30日(土)～31日(日)  
舞台：町田市舞踊連合会、東京都町田市フラ協会  
展示：町田市美術協会、町田市文化協会本部

2. 令和6年度定時社員総会

日 時 令和6年6月29日(土)10時～  
議 事

報告事項： 1. 令和5年度事業報告の件

決議事項： 第1号議案 令和5年度 決算承認の件

第2号議案 令和6年度 事業計画案及び予算案承認の件

第3号議案 理事選任の件

3. 令和6年度町田市民文化祭

(1) 第46回 秋の催し

期 日 令和6年10月30日(水)～11月4日(月・休)  
主 催 一般社団法人 町田市文化協会  
事業主催 各団体  
共 催 一般財団法人 町田市文化・国際交流財団  
後 援 町田市、町田商工会議所、町田市社会福祉協議会、  
町田市観光コンベンション協会、町田市農業協同組合

(2) 春の催し 第50回市民美術展

期 日 令和7年2月22日(土)～3月2日(日)  
主 催 一般社団法人 町田市文化協会  
事業主催 町田市書道連盟、町田市美術協会  
共 催 町田市  
後 援 町田商工会議所、町田市観光コンベンション協会、町田市農業協同組合  
協 力 一般財団法人 町田市文化・国際交流財団

4. 臨時社員総会 令和6年12月9日(月)

5. 新春文化の祭典 in 鶴川 2025

期 日 令和7年1月11日(土)～13日(月・祝)  
共 催 一般財団法人 町田市文化・国際交流財団

6. 賀詞交歓会 令和7年1月25日(土)

7. 会員研修会

8. 会報「町田の文化」第32号発行 6月

9. 「文協通信」4月、7月、10月、1月の発行

10. 理事会・運営委員会・実行委員会等を必要に応じて開催する

11. その他 文化協会の目的達成に必要な事業

## 町田市文化協会 2024年度(令和6年度)収支予算書(案)

収入の部

単位 円

科目	当年度	前年度	増減	備考
会費収入	1,250,000	1,240,000	10,000	
団体会員会費収入	440,000	460,000	-20,000	
正会員会費収入	260,000	280,000	-20,000	
賛助会員会費収入	550,000	500,000	50,000	
事業収益	4,430,000	3,300,000	1,130,000	
秋の文化祭収益	800,000	0	800,000	市民文化祭・広告・出展料
新春文化の祭典収益	200,000	0	200,000	ポプリホール出展料
春の文化祭収益(市美展)	1,300,000	0	1,300,000	市美展 作品出品料など
出品料収入	1,000,000	0	1,000,000	
雑収入	300,000	0	300,000	
さくらまつり収益	30,000	0	30,000	
賀詞交歓会収益	1,000,000	0	1,000,000	新年交流会
懇親会収益	300,000	0	300,000	会員交流会
会報誌発行収益	300,000	0	300,000	町田の文化など
会員研修会収益	500,000	0	500,000	研修費
広告収益	0	200,000	-200,000	
支援金収入	1,550,000	1,550,000	0	町田市文化・国際交流財団より支援金
寄付金収入	150,000	100,000	50,000	会員からの寄付金
雑収益	80,000	50,000	30,000	
利息収入	30	50	-20	
雑収入	79,970	49,950	30,020	
収入合計	7,460,000	6,440,000	1,020,000	

支出の部

単位 円

科目	当年度	前年度	増減	備考
事業費	4,500,000	3,300,000	1,200,000	
秋の文化祭費	1,100,000	1,200,000	-100,000	市民文化祭
新春文化の祭典費	200,000	400,000	-200,000	新春ポプリホール
春の文化祭費(市美展)	1,050,000	50,000	1,000,000	市美展
委託料	400,000	0	400,000	
看板製作費	100,000	0	100,000	
印刷製本費	250,000	0	250,000	
表彰その他	300,000	0	300,000	
さくらまつり費	50,000	100,000	-50,000	さくらまつり
賀詞交歓会費	800,000	800,000	0	新年交流会
懇親会費	250,000	250,000	0	会員交流会
会報誌発行費	550,000	0	550,000	町田の文化、文協通信制作印刷費
会員研修会費	300,000	300,000	0	研修活動費
雑費	200,000	200,000	0	
管理費	2,890,000	2,990,000	-100,000	
人件費	1,200,000	1,200,000	0	事務局員給料
法定福利費	20,000	12,000	8,000	事務局員労災
福利厚生費	10,000	6,000	4,000	
負担金	240,000	240,000	0	事務所光熱費負担金(20000×12月)
総会・理事会費	100,000	94,000	6,000	定時総会・臨時総会
企画運営委員会費	50,000	50,000	0	運営・実行委員会会議
消耗品費	250,000	88,000	162,000	事務所消耗品費
通信運搬費	200,000	100,000	100,000	郵送料・電話料金など
広報費	100,000	100,000	0	タウンニュース、新聞など
保険料	20,000	0	20,000	
慶弔交際費	250,000	250,000	0	各団体賛助、挨拶等
印刷製本費	200,000	550,000	-350,000	ホームページ管理費、印刷費
租税公課費	50,000	0	50,000	
諸会議・活動費	200,000	300,000	-100,000	
予備費	70,000	150,000	-80,000	
支出合計	7,460,000	6,440,000	1,020,000	

### 第3号議案 理事選任の件

理事全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては次のとおり理事を選任いたしたく存じます。

	候補者	区分
理事	小日向 佳子	重任
	加瀬 友一	重任
	舘山 はるみ	重任
	鈴木 京子	重任
	岡野 美紀子	重任
	竹井 敏夫	重任
	大谷 光雄	重任
	飯田 俊孝	重任
	池田 博一	重任
	黒崎 聡史	重任
	石橋 國彦	新任

# 一般社団法人町田市文化協会定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人町田市文化協会と称する。

### (主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都町田市に置く。

### (目的)

第3条 当法人は、町田市の文化を振興し、加盟団体の発展向上と連絡協調を図るとともに、広く市民の文化に対する意識の高揚に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 町田市民への文化の普及及び奨励
- (2) 加盟団体の発展強化及び相互の連絡協調の推進
- (3) 文化活動に関する各種事業の実施及び推奨
- (4) 町田市民の文化活動振興に関する調査研究及び広報宣伝に関すること
- (5) 町田市以外の文化団体との交流及び提携
- (6) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

### (公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

### (機関の設置)

第5条 当法人は、理事会、監事を置く。

## 第2章 会 員

### (種別)

第6条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した法人又は団体、及びこれらの者より推薦された個人とし（1法人又は1団体あたり6名以内とする。）、その総数は20名以上とする。
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

### (入会)

第7条 正会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに正会員となる。

- 2 賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、会長の承認があったときに賛助会員となる。会長は、入会した賛助会員を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

### (会費等)

第8条 正会員及び賛助会員は、社員総会において別に定める入会金、会費、その他の拠出金を納入しなければならない。

### (任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

### (除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

### (会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったと

きは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して2年以上されなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章 社員総会

(種類)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第14条 社員総会は、正会員を以て構成する。

- 2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。
- 3 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、定時社員総会及び臨時社員総会共に正会員定数の過半数以上の出席又は委任状の提出を以て成立し、議決権はその過半数を以て成立する。

(開催)

第15条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、会長が招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに正会員に対して発する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(代理)

第18条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席した監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

#### 第4章 役員等

(役員の設定等)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事・・・3名以上20名以内
- (2) 監事・・・2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、3名以内を副会長とし、1名を専務理事とすることができる。

(選任等)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事の任期が定時社員総会の終結の時に満了し、会長、副会長及び専務理事が資格喪失により退任する場合は、当該定時社員総会の決議により会長、副会長及び専務理事を選定することができる。

(理事の職務権限)

第22条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 専務理事は、当法人の業務を執行する。

(監事の職務権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第25条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第26条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）として支給することができる。

(取引の制限)

第27条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引



- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
  - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第28条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(名誉会長及び顧問)

第29条 当法人に、名誉会長及び若干名の顧問を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、学識経験者の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(名誉会長及び顧問の職務)

第30条 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応え、社員総会又は理事会において意見を述べることができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第33条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年定期に年4回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき。

(5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、理事会の承認を得て随時適宜なる人選をして充てることができる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第40条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、第1号、第3号及び第4号の書類については、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項第3号及び第4号の書類については、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告書

## 第7章 定款の変更、解散及び清算

### (定款の変更)

第41条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

2 当法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、公益認定法という。）の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

### (解散)

第42条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

### (残余財産の帰属等)

第43条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第8章 委員会

### (委員会)

第44条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。ただし、理事会が必要と認めたときは、これら以外の者から選任することを妨げない。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第9章 附 則

(委任)

第45条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第46条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第47条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成27年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第48条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。  
(省略)

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第49条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。  
(省略)

(設立時の主たる事務所)

第50条 当法人の設立時の主たる事務所は、東京都町田市木曾西5丁目23番44号に置く。

(法令の準拠)

第51条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

## 一般社団法人町田市文化協会 定款施行細則

**第1条** この細則は、一般社団法人町田市文化協会（以下、「協会」という）の定款第9章第45条の規定に基づき、協会に必要な事項を定める。

**第2条** 定款7条に基づく協会の正会員入会申込書を様式1、賛助会員入会申込書を様式2により定める。

**第3条** 定款8条に基づく協会の会費および賛助会費は次の通りとする。

- (1) 正会員を推薦する法人又は団体の入会金 10,000円
- (2) 正会員を推薦する法人又は団体の年会費 20,000円
- (3) 正会員の年会費 団体代表者5,000円、その他の正会員3,000円
- (4) 個人の賛助会員の年会費 一口2,000円（口数は任意とする。）
- (5) 法人又は団体の賛助会員の年会費 一口5,000円（口数は任意とする。）

**第4条** 定款29条に基づく名誉会長及び顧問を次の通り置くことができる。会長は、理事会が選任した名誉会長及び顧問を遅延なく社員総会に報告しなければならない。

- (1) 名誉会長は、町田市長を理事会が選任する。
- (2) 顧問は、常任顧問と顧問を置く。
- (3) 常任顧問は、協会に著しい貢献のあった協会の会長経歴者のうちから理事会が選任する。任期は、2年とし再任を妨げない。
- (4) 顧問は、協会に長年にわたり貢献と功績があった者のうちから理事会が選任する。任期は、2年とし再任を妨げない。

**第5条** 定款44条に基づき運営委員会を設置する。

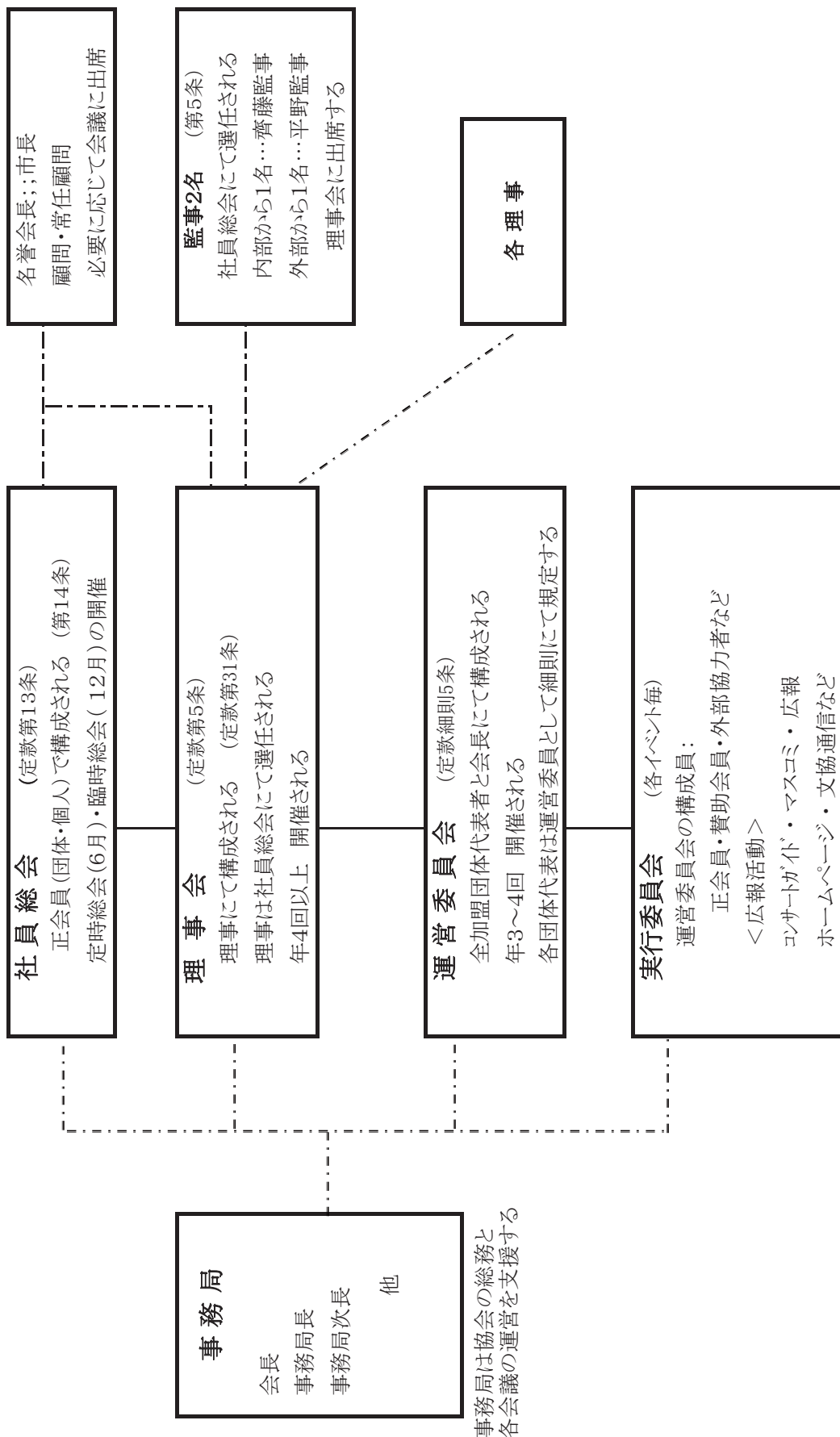
- 2 運営委員は、正会員を推薦する法人又は団体の代表者をもって構成する。
- 3 運営委員会は、社員総会又は、理事会に提案する案件の内会長が必要とした案件等を審議する。
- 4 運営委員会は、会長が必要と認めたときに随時会長が招集し、開催する。
- 5 議長は、会長が当たる。
- 6 議事については、議事録を作成し、会長及び会長が指名した出席正会員2名が署名又は記名押印しなければならない。

**第6条** この細則に定めるもののほか、この協会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

## 附 則

この細則は、2021年5月13日から施行する。

(一社)町田市文化協会 組織図



\* 定款第20条;; 現役員メンバーを中心に、理事として20名以内で登記する

\* 定款第21条;; 理事・監事は定時社員総会の決議によって選任する

会長・副会長・専務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める

一般社団法人 町田市文化協会

〈ホームページ〉

<http://machida-bunkyo.com/>

〈メールアドレス〉

[machida.bunka@gmail.com](mailto:machida.bunka@gmail.com)